（添付書類の省略等）

第八十三条　同時に二以上の法又はこの省令若しくは農林水産省関係日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）の規定による申請又は届出（登録認証機関、登録外国認証機関、登録試験業者若しくは登録外国試験業者（法第五十五条第一項に規定する登録外国試験業者をいう。）又はこれらの登録を受けようとする者が行うものに限る。次項において「申請等」という。）の手続をする場合において、各申請書又は各届出書に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書又は届出書にこれを添付し、他の申請書又は届出書にはその旨を記載してその添付を省略することができる。

２　申請等の手続において申請書又は届出書に添付すべき書類は、当該書類と内容が同一である書類を他の申請等の手続において既に提出しており、かつ、当該書類の内容に変更がないときは、申請書又は届出書にその旨を記載してその添付を省略することができる。ただし、主務大臣は、特に必要があると認められるときは、当該添付すべき書類の提出を求めることができる。

（格付実績等の報告）

第八十四条　登録認証機関又は登録外国認証機関は、毎年九月末日までにその前年度のこれらの者の認証に係る認証品質取扱業者、認証生産行程管理者、認証流通行程管理者、認証小分け業者、認証輸入業者、認証品質外国取扱業者、認証外国生産行程管理者、認証外国流通行程管理者又は認証外国小分け業者の農林物資の種類ごとの格付実績又は格付の表示の実績（有機農産物、有機飼料又は有機畜産物の認証生産行程管理者又は認証外国生産行程管理者にあっては、認証に係るほ場の面積を含む。）、認証外国格付表示業者の農林物資の種類ごとの外国格付の表示の実績及び認証方法取扱業者又は認証方法外国取扱業者の農林物資の種類ごとの外国格付の表示の実績を取りまとめ、主務大臣に報告しなければならない。

２　登録認証機関は、毎年一月末日までにその前年の格付をしたことを証する書面の発行の実績を取りまとめ、主務大臣に報告しなければならない。

（経由官庁等）

第八十五条　法又はこの省令の規定により財務大臣及び農林水産大臣に書類を提出するときは、提出する書類のうち財務大臣に提出するものを、農林水産大臣を経由して提出するものとする。

２　前項の場合において、提出する書類の部数は、正本一通及び写し一通とする。

３　法又はこの省令の規定により農林水産大臣に書類を提出するときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センターを経由して提出するものとする。

（公示の方法）

第八十六条　法及びこの省令に規定する公示は、別に定めがある場合を除き、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にある日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年農林水産省令第五十号）による改正前の日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）別記様式第一号から第十一号まで及び第十八号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれこの省令の別記様式第一号から第十三号まで（次項において「新様式」という。）によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕ってそれぞれ新様式として使用することができる。

様式第一号（第四十条、第四十五条、第六十五条及び第六十八条関係）

年　月　日

主務大臣名　殿

申請者名
住　所
代表者氏名

登録認証機関［登録外国認証機関］登録（登録の更新）申請書

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第14条第１項（第17条第２項において準用する法第14条第１項）［第34条（第36条において準用する法第17条第２項において準用する法第14条第１項）］の規定に基づき、登録認証機関［登録外国認証機関］の登録（登録の更新）を受けたいので、日本農林規格等に関する法律施行規則（令和４年財務省・農林水産省令第○号）第40条第２項（第45条において準用する同令第40条第２項）［第65条において準用する同令第40条第２項（第68条において準用する同令第40条第２項）］に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

１　認証を行おうとする区分

２　法第15条各号〈法第17条第２項において準用する法第15条各号〉［法第36条において準用する法第15条各号〈法第36条において準用する法第17条第２項において準用する法第15条各号〉］のいずれかに該当する事実の有無

３　認証を行う事業所の所在地

事業所名	所在地

４　認証を行おうとする区域

事業所名	認証を行おうとする区域

備考

１　「１　認証を行おうとする区分」は、当該区分に含まれる日本農林規格のうち一部のものについて認証を行おうとする場合にあっては、当該日本農林規格の名称を記載すること。

２　酒類に係る認証を行おうとする場合は、「１　認証を行おうとする区分」にその旨を明記すること。